生第86764号	配合肥料	サミエルグリーンＰＫ	株式会社サミエルインターナショナル	東京都千代田区内神田三丁目22番地11
輸第10229号	硝酸ソーダ	硝酸ソーダ16.0	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番15号
輸第10230号	硝酸石灰	硝酸石灰13.5	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番15号
輸第10231号	重過りん酸石灰	43―38重過りん酸石灰	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第10232号	硫酸加里	50.0硫酸加里	パーカー川上株式会社	東京都中央区日本橋人形町二丁目22番１号
輸第10233号	化成肥料	化成12―２―43	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番15号
輸第10234号	化成肥料	硝酸化成291	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番15号
輸第10235号	化成肥料	ＳＫ・Ｖスパート化成６―３―３	株式会社正栄商会	東京都江東区亀戸六丁目55番20号
輸第10236号	化成肥料	６―６―６粒状複合肥料	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第10237号	化成肥料	有機入り８―５―４	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第10239号	配合肥料	配合12―２―43	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番15号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第四項の規定に基づき、次のように肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年七月三十一日　　農林水産大臣　郡司　彰

１　肥料の名称の変更

登録番号　生第86761号
　変更前　ほう素マンガン入り尿素複合肥料トキワ１号（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）
　変更後　サミエルグリーンＡ号
登録番号　生第86763号
　変更前　苦土ほう素マンガンＳＴ入り尿素複合肥料ネイチャーツー（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）
　変更後　サミエルグリーン２号
登録番号　生第86764号
　変更前　苦土ほう素マンガン入り複合肥料ＰＫグリーンマイルド（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）
　変更後　サミエルグリーンＰＫ
登録番号　生第86768号
　変更前　混合尿素肥料マンガン入りトキワ３号（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）
　変更後　サミエルグリーンＢ号
登録番号　生第69222号
　変更前　40.0被覆尿素50号
　変更後　40.0被覆尿素60号
登録番号　生第69223号
　変更前　40.0被覆尿素70号
　変更後　40.0被覆尿素80号
登録番号　生第69225号
　変更前　40.0被覆尿素140号
　変更後　40.0被覆尿素120号
登録番号　生第69226号
　変更前　40.0被覆尿素180号
　変更後　40.0被覆尿素160号
登録番号　生第72265号
　変更前　40.0被覆尿素270号
　変更後　40.0被覆尿素200号
登録番号　生第92182号
　変更前　はやぶさＰＫ
　変更後　ＰＳパワーＰＫ203

○農林水産省告示第千八百七十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年七月三十一日　　農林水産大臣　郡司　彰

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第82773号	工業汚泥肥料	カーボサンズ	株式会社クリエイト	岐阜県大垣市昼飯町1260番地

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百四十四号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、平成二十四年八月一日から適用し、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（平成二十三年国土交通省告示第八百五号）は、平成二十四年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年七月三十一日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第四条第三項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する国土交通大臣が定める算定方法により算定した金額とする方法とする。

一　同項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千三百二十円未満の場合　二千三百二十円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が二千三百二十円以上四千六百四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額